

熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領

(平成31年(2019年)2月28日伺定)
(令和2年(2020年)3月20日一部改定)
(令和3年(2021年)3月23日一部改定)
(令和3年(2021年)7月28日一部改定)
(令和4年(2022年)2月 8日一部改定)

第1条(趣旨)

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施する。

なお、週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型(先積み方式)」を実施する。

第2条(対象工事)

熊本県土木部が発注する建設工事のうち、原則としてすべての工事を対象とする。
ただし、以下の工事は除く。

- ①工期や作業工程に制約がある工事
- ②緊急を要する工事(災害復旧工事など)
- ③施工個所が点在する維持補修工事(道路維持補修委託など)
- ④その他発注者が指定する工事

第3条(発注手続き(先積み方式))

- ①当初設計の段階で、第5条に示す週休2日による「4週8休」の補正を行い発注する。
- ②入札公告等及び特記仕様書に、受注者希望型の「週休2日試行工事」であることを明示する。(別紙1、2参照)

第4条(試行方法)

(1)対象期間

対象期間は、工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業(後片付けを含む)が完了した日までとする(工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない)。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休2日の対象期間外の作業として取り扱う。

また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)についても週休2日の対象期間に含まない。

(2)週休2日の定義

本県が試行する受注者希望型の「週休2日試行工事」における「週休2日」とは、4

週6休以上の休日（現場閉所）を確保することをいう（曜日の特定はない）。やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替えの休日（現場閉所）を確保するものとする。

（3）休日（現場閉所）の定義

（1）の対象期間内において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め1日を通して、現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

（5）休日（現場閉所）取得計画実績表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙3参照）を監督員に提出する。休日（現場閉所）取得計画実績表の作成に当たっては、上記「（2）週休2日の定義」を反映させることとする。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

（6）看板等による表示

受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙4参照）

（7）実施報告

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況をとりとまとめ、毎月、監督員に提出する。

（8）確認の方法

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

第5条（間接工事費等の補正）

【土木工事】

当初設計の段階で、別紙5の「4週8休以上」の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて、発注する。

【営繕工事】

当初設計の段階で、別紙6の「4週8休以上」の補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じて、発注する。

【港湾工事】（港湾請負工事積算基準の積算体系によるもの）

当初設計の段階で、別紙7の「4週8休以上」の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて、港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率に乗じて、発注する。

【共通】

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事については、休日の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

なお、「週休2日試行工事の取り組みを実施した工事」とは、実施の意向について、第4条（4）による取り組み実施協議が整った工事を指す。

変更契約後、工事完成日まで、所定の休日（現場閉所）の割合を下回らないよう留意すること。

第6条（週休2日実施証明書の交付）

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週6休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙8参照）を交付する。

※「ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の交付について（通知）」参照

附則

本要領は平成31年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和2年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和3年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和3年8月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和4年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。